

# 札幌市立藤野中学校いじめ防止基本方針

平成27年9月25日 策定

令和4年4月5日一部改訂

## 【はじめに】

「札幌市いじめ防止のための基本的方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるよう、基本的な方針を定め、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

## 1 いじめの定義及び基本的理解

### (1) いじめの定義

**いじめの定義**（「いじめ防止対策推進法」第2条：平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

## (2) 基本的理解

本校の学校教育目標の一つに「豊かな情操をつちかう生徒」がある。「豊かな情操」を生徒に育むためにも、「いじめは絶対に許されない行為」であることを組織として全教職員が強く認識しなければならない。組織的にいじめ問題に対処するために、

- ・ いじめはいつでもどこでも起こり得るものであること
- ・ いじめの判断に際してはいじめられた生徒の立場に立つこと
- ・ いじめは重大な人権侵害であること

を心に留め、全教職員及び生徒、保護者がいじめ問題の解決に向けた取組に対し、共通理解を図っていくことが必要である。その上で、「いじめ」「いじめの疑い」に関わることについては、「いじめ対策組織への情報共有」、「積極的認知と対処」を行う。

## 2 本校のいじめ対策組織

「いじめ防止等対策委員会」を常設し、「いじめ」「いじめの疑い」についてはこの委員会を中心に日常的に共有し、迅速に対応する。委員会の構成は、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談係、教務主任、各学年主任、特別支援学級代表、関係学級担任、校長を基本とするが、ケースによってはスクールカウンセラー、相談支援パートナー、関係機関のセラピスト、市教委スーパーバイザーも加わることをとする。

## 3 取組の重点

### ● いじめの未然防止

- ①互いを認め合い、心のきずなを感じることでできる学級経営・学年経営の充実を図る。
- ②特別活動において、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ③生徒会として、ポスター作成等、生徒によるいじめ防止の取り組みを行う。
- ④生徒及び保護者対象の情報モラル教室や研修会を実施する。
- ⑤いじめ問題を自分自身のこととして多面的多角的に考える道徳授業を行う。
- ⑥年度初めの生徒指導研修会において、学校いじめ防止基本方針について全職員で確認し、対応力、指導力の向上を図る。
- ⑦本方針について保護者や地域の理解と協力を得るとともに、年度末にはいじめ防止等対策委員会において実践を検証し、方針の改善を図る。

### ● いじめの早期発見

- ①教室や廊下等での見守りなど、生徒の様子の変化を見逃さないように日頃から気を配り、必要な声かけを行う。
- ②注視すべき生徒については、教師個人で情報を抱え込むことなく、全教職員で共有化を図る。
- ③生徒、保護者からの訴えをすみやかに受け入れる体制を整える。保護者には複数の教員で対応する。
- ④2学期に実施する市教委の「悩みやいじめに関するアンケート」のほかに、「教育相談アンケート」、「いじめについてのアンケート」を1学期に実施し、生徒情報の把握に努める。
- ⑤1・2学期に行う教育相談週間、期末懇談を活用し、生徒理解、情報収集に努める。

【いじめ防止対策のための年間計画】

取組の内容	
1学期	<p>年度初め いじめ防止等対策委員会……学校いじめ防止基本方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導研修会①</li> <li>教育相談アンケートの実施 ・ 教育相談週間</li> <li>「いじめについてのアンケート」の実施</li> <li>ケータイ安全教室・情報モラル教育の実施</li> <li>子供理解に関わる研修会～命を守るための生徒理解</li> <li>小中連携による生徒情報交流 ・ 期末懇談</li> </ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の取組</li> <li>全校道徳～命の大切さに関するもの</li> <li>教育相談日</li> <li>「悩みやいじめに関するアンケート」の実施</li> <li>期末懇談</li> </ul>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中連携による生徒情報交流</li> </ul> <p>年度末 いじめ防止等対策委員会……実践の検証、次年度に向けての改善</p>

いじめ防止等対策委員会（日常的な共有）

教職員による生徒の日常観察・情報共有

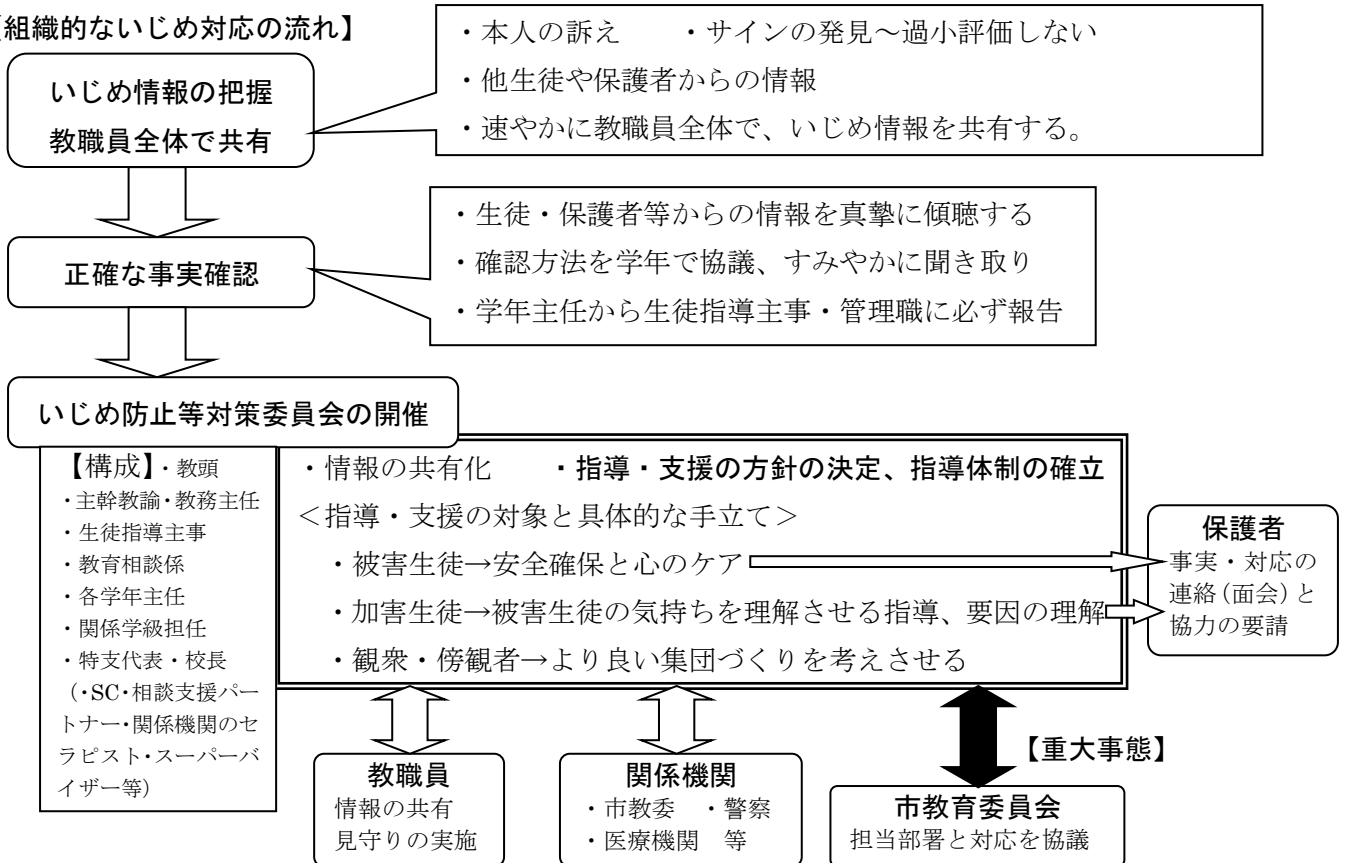
特別活動・生徒会活動等による自己肯定感や自己有用感の醸成

道徳教育・人権教育の充実

● いじめへの対処

・いじめの情報や訴えがあった場合、下図に従いすみやかに組織的な対応を行う。

【組織的ないじめ対応の流れ】



### ● いじめの再発防止

- ①関係生徒への指導と見守りを継続する。
- ②指導の経過を振り返り、指導・支援体制に修正を加える。
- ③必要に応じて、被害生徒本人と保護者の了承を得て、再発防止のための学級・学年指導を行う。
- ④同様のいじめが発生しないように、集団の中で互いを認め合う人間関係づくりを進める。
- ⑤いじめが解消したかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも継続3か月止んでいることを目安とする。)
  - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

### ● いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたりはやしたてたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを理解する。
- ③発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、性同一性障害の生徒、東日本大震災等で被災または避難している生徒等に対しては、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。